

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|--|---------------------|---------------------------------------|--|------------------|
| A201400682 2014-2435 2014/12/05 (事故発生地) 東京都 | 電気ストーブ（カーボンヒーター） | 当該製品を使用後、周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の外観に異常は認められなかった。○当該製品の内部に異常は認められなかったが、消し忘れ防止用のタイマー基板の部品の詳細は確認できなかった。○使用者は、当該製品のスイッチがONの状態電源プラグを抜かずに外出した。○当該製品のタイマー基板の動作に異常は認められなかった。●当該製品のスイッチを切らずに外出したため、当該製品に近接する扉を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「可燃物の側では使用しない。」旨、記載されている。 | (受付:2015/01/20) |
| A201500004 2015-0042 2015/03/14 (事故発生地) 兵庫県 | 電気温風機（セラミックファンヒーター） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○焼損部位は本体後下部の電源コード取り込み部分であり、ベース部の樹脂が溶融し、底部は焼損して穴が空いていた。○電源コードの本体側プロテクターは切り開かれていた。○電源コードは本体内部で結び目が作られており、その先で電源コードが断線焼失していた。なお、電源コードと内部配線の接続箇所（圧着端子）は残存していた。○電源コードの片側にはビニルテープが巻かれたものが残存し、テープを剥がすと電源コードの芯線が手より接続されており、電源コードの長さは、規格値（180cm+18cm、-0cm）に対して166cmと短くなっていた。○その他の電気部品に発火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、電源コードが手より接続されていたと推定されることから、修理不良により、修理された部分で異常発熱し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「コードが傷んだときは使用しない。」、「分解や修理をしない。」旨、記載されている。 | (受付:2015/04/02) |
| A201500054 2015-0166 2015/04/09 (事故発生地) 神奈川県 | 電子レンジ | 当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。 | ○庫内及び外郭に焦げ痕等の異常は認められなかった。○マグネトロン、インバーター、ファンモーター等の内部電気部品に異常は認められなかった。○マイコンの履歴から、過去にエラーの記録はなく、最後の使用モードは手動レンジであることが認められた。○調理していた食品は、下部が炭化していた。●当該製品の電気部品に異常は認められず、調理物が炭化していることから、使用者が食品を手動レンジモードで長時間加熱したため、過加熱となり発煙に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「手動レンジで加熱する場合は、設定時間を控えめにし、様子を見ながら加熱する。」旨、記載されている。 | (受付:2015/04/21) |
| A201500205 2015-0591 2015/06/10 (事故発生地) 大阪府 | ヘアドライヤー | 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品の外郭は床面に接した部分の樹脂は残存しているが、上面の樹脂は焼失していた。○ヒーター部分に異常発熱や溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは中間部分で2か所断線しており、断線部分にはいずれも溶融痕が認められた。○断線部分は電源プラグや製品のプロテクター部分ではなく、中間部分であった。●当該製品は、電源コードが断線し溶融痕が認められることから、この部分から出火に至ったものと推定されるが、断線部分は通常の使用では屈曲などのストレスの加わる箇所でないことから、外的なストレスが当該部分に加わっていたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、電源コード及び電源プラグは電気用品安全法の技術基準に適合している。 | (受付:2015/06/29) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|-----------------|---|---|---|
| A201500232 2015-0761 2015/06/29 (事故発生地) 東京都 | ACアダプター（携帯電話機用） | 当該製品に他社製携帯電話機を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○事故発生時、当該製品は、他社製携帯電話機に接続し充電していた。○当該製品のDCプラグ（マイクロUSBプラグ）先端に、他社製携帯電話機のマイクロUSBコネクタが脱落して残存していた。○当該製品のDCプラグ先端、及びプラグ端子部樹脂が溶融していた。○当該製品のDCプラグ付着物分析の結果、塩素成分（Cl）が検出された。○当該製品のDCプラグ部を交換し、動作確認したところ、正常に動作した。●当該製品と携帯電話機を接続し充電した際に、DCプラグと携帯電話機のコネクタの接続部に導電性の液体が浸入したため、DCプラグの電源出力端子（1番端子）とコネクタシェル間で、電気的に抵抗をもって短絡状態となり、コネクタ接続部が短時間で発熱し、焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「水や飲料水、ペットの尿などで濡らさない。火災、やけど、けが、感電の原因になる。」旨、記載されている。 | (受付:2015/07/10) (E2) |
| A201500233 2015-0762 2015/06/29 (事故発生地) 東京都 | 携帯電話機（スマートフォン） | 当該製品を他社製ACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○事故発生時、当該製品は、他社製ACアダプターに接続し充電していた。○当該製品のマイクロUSBコネクタ周辺の外殻が溶融し、マイクロUSBコネクタの脱落が認められた。○当該製品のマイクロUSBコネクタ部以外に、異常は認められなかった。○当該製品のマイクロUSBコネクタ部を交換したところ、正常に充電動作した。○当該製品のマイクロUSBコネクタ周辺の付着物を分析した結果、塩素成分（Cl）が検出された。●当該製品とACアダプターを接続して充電した際に、ACアダプターのプラグとマイクロUSBコネクタの接続部に、導電性の液体が浸入したため、ACアダプターの電源出力端子とマイクロUSBコネクタシェル間で抵抗値をもって短絡し、双方のコネクタ部が短時間で発熱して、焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書、起動時のメイン液晶画面表示、及び携帯電話の背面警告ラベルに、「本機が濡れている状態で絶対に充電しない、故障、火災、火傷の原因になる」旨、記載されている。 | (受付:2015/07/10) (E2) |
| A201500236 2015-0765 2015/06/22 (事故発生地) 京都府 | 電気こんろ | 当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の上に置かれたIHクッキングヒーターが、底面から受熱して焼損していた。○消防到着時、当該製品のスイッチつまみは、目盛「強」位置を指しており、通電状態であった。○当該製品上面には可燃物の延焼による燃焼物の付着やスス汚れがあるが、電源コード、内部配線、スイッチに焼損箇所はなく、異常は認められなかった。○当該製品の動作を確認したところ、スイッチつまみの操作でヒーターが「入/切」し、動作に異常は認められなかった。○当該製品のケース回転止め部が軸金具との摺動により摩耗しており、当該製品の「切」から「強」への右回転止めトルクは未使用品に比べ小さく、スイッチつまみに斜め押し荷重を付加したところ当該製品は未使用品に比べ小さい荷重でつまみが押し込まれた。○当該製品は20年以上使用された製品であった。●当該製品の近くを使用者が通った際、荷物等がスイッチつまみに触れたため、スイッチつまみが回り、ヒーターが発熱し、上に置かれたIHクッキングヒーターに着火したものと推定される。なお、当該製品は、長期使用（20年以上）により、ケース回転止め部が軸金具との摺動により摩耗していたことも事故発生に影響したと考えられる。 | (受付:2015/07/10) (E2) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|---------|--|---|------------------|
| A201500237 2015-0745 2015/06/27 (事故発生地) 兵庫県 | 電気冷蔵庫 | 飲食店で当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は上側ドアが脱落し、背面、右側面及び機械室右側面内部が著しく焼損していたが、機械室内の電装部品及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは機体外の複数箇所です断線し、断線部に熔融痕が認められた。○電源コードの機体側断線部は機体出口から約43cmの位置にあり、通常使用で外力が加わらない箇所であった。また、電源コード長を測定し、欠損していないことが確認された。●当該製品本体に出火の痕跡が認められず、通常の使用において力が加わらない箇所です断線していることから、電源コードに過度な外力が加わったため、被覆が損傷して短絡、スパークが発生し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合している。 (F2) | (受付:2015/07/10) |
| A201500263 2015-0853 2015/07/05 (事故発生地) 兵庫県 | 電気カーペット | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者は、当該製品の不使用時には常に敷かれたカーペットの下に電源コードを入れて収納していた。○当該製品は外観上、電源コードにのみ異常が認められ、その他の箇所に異常は認められなかった。○電源コードは、コントローラー引出口に近い部分で断線し、断線部に熔融痕が認められた。断線部の外被には圧迫痕や擦れの痕跡が認められ、焦げや穴が認められた。○断線部の芯線の素線に多数の小さい熔融痕が認められた。●当該製品の電源コード断線部に屈曲による外力が加わり、電源コードが断線し、スパークが発生して焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書の警告表示に、「コードを無理に曲げる、引っ張る、ねじる、束ねる、重い物や保温性の良い物を載せる、挟み込む、カーペットの下を通すなどしない。コードが焼損し、火災、感電の原因となる」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2015/07/21) |
| A201500300 2015-1007 2015/07/25 (事故発生地) 東京都 | 電気洗濯機 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は二槽式の洗濯機で、洗濯槽側背面部の焼損が著しく、下部ベース、操作パネル等の樹脂部品の洗濯槽側が焼失していた。○洗濯モーター、コンデンサー等、当該製品の全ての電気部品に熔融痕等出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電気配線は全て残存しており、熔融痕等出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/08/07) |
| A201500339 2015-1009 2015/07/26 (事故発生地) 大阪府 | コンセント | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は、接続端子部の片側を中心に焼損が外郭まで達していた。○当該製品の結線方式は押締端子式であり、片側の端子板に傾きが認められた。○当該製品への電源供給電線は、片側が分岐部付近で断線するとともに絶縁被覆が焼失し、ねじ締め部付近の銅線には銅の欠落と熔融が認められた。○当該製品は約15年前のエアコン設置時に取付けられたものであった。○事故は新たにエアコンを設置した約2か月後に発生した。●当該製品の設置時又は新たにエアコンを設置した際に屋内配線との接続ねじが緩んだ状態となったため接触不良により過熱し、出火に至ったものと推定される。なお、当該製品の梱包箱(取扱説明書)には、「端子ねじはしっかりと締めつける。」旨、記載されている。 (D1) | (受付:2015/08/24) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|--|-----------------|---|---|------------------|
| A201500341 2015-1175 2015/08/11 (事故発生地) 千葉県 | エアコン（室外機） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は外郭の焼損が著しく、樹脂製部品が焼損、溶融していた。○基板、ファンモーター、電気配線等、当該製品の全ての電気部品が残存しており、溶融痕等、出火の痕跡は認められなかった。○圧縮機、及び熱交換器に出火した痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/08/24) |
| A201500343 2015-1177 2015/08/14 (事故発生地) 神奈川県 | 携帯電話機 | 当該製品に他社製ACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○マイクロUSBコネクタに焼損が認められたが、外観上その他に焼損は認められなかった。○マイクロUSBコネクタ、他社製ACアダプターのDCプラグのピンに屈曲などの変形はなく、ピン同士の接続箇所には異常は認められなかった。○当該製品は正常な起動画面が表示され、焼損した部品を交換して充電したところ、正常な充電動作が認められた。○マイクロUSBコネクタ内部で、当該製品では使用されていないNa（ナトリウム）、Cl（塩素）など導電性異物の成分が検出された。●当該製品は、他社製のACアダプターを接続して充電した際に、当該製品のマイクロUSBコネクタとACアダプターのDCプラグ端子接続部に導電性の液体などの異物が浸入、付着していたため、DCプラグの電源出力ピンとコネクタシェル（グラウンド電位）間で電氣的に抵抗をもって短絡状態となり、短絡電流によって異常発熱が生じて焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「水に濡れた状態で充電しない。」「水に濡れた際は水抜きを行う。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2015/08/25) |
| A201500344 2015-1178 2015/08/14 (事故発生地) 神奈川県 | ACアダプター（携帯電話機用） | 当該製品を他社製携帯電話機に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○DCプラグの端子部分に焼損が認められたが、その他に焼損は認められなかった。○プラグ及びマイクロUSBコネクタのピンに屈曲などの変形はなく、ピン同士の接続箇所には異常は認められなかった。○当該製品の出力に異常は認められなかった。○DCプラグの端子接続部で、当該製品では使用されていないNa（ナトリウム）とCl（塩素）等の導電性異物の成分が検出された。●当該製品は、携帯電話機を接続して充電した際に、当該製品のプラグと携帯電話機のマイクロUSBコネクタの端子接続部に導電性の液体などの異物が浸入、付着していたため、DCプラグの電源出力ピンとコネクタシェル間で電氣的に抵抗をもって短絡状態となり、短絡電流によって異常発熱が生じて焼損に至ったと推定される。なお、取扱説明書には、「水や飲料水を掛けない。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2015/08/25) |
| A201500347 2015-1180 2015/07/08 (事故発生地) 大阪府 | 延長コード | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は、観賞魚用水槽を乗せている台の側面に貼り付けられており、水が掛かり得る状況であった。○電源から3番目の刃受金具の両極に溶融痕が認められ、導電板が両極とも溶断していた。○その他の部位に出火に至る異常は認められなかった。●当該製品は、水槽の水が掛かり得る状況で使用されていたことから、個別スイッチ操作部などの隙間から内部に水が浸入し、刃受金具の異極間でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「水のかかりやすい場所（風呂場、台所、観賞魚用水槽など）では使用しない。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2015/08/26) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|----------------------------|------------------------------------|---|----------------------|
| A201500357 2015-1234 2015/08/04 (事故発生地) 東京都 | 照明器具 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の端子ボックスが著しく焼損していた。○当該製品の施工時には、端子ボックスと安定器間に、より線3芯のケーブルを用いるべきところ、単線2芯のケーブルが使用されており、そのうちの1本が端子ボックス内の位置で断線し、断線部に溶融痕が認められた。○当該製品の本体及び内部の配線、安定器には、焦げ、焼損等の異常は認められなかった。●当該製品は、施工時に、端子ボックスと安定器の配線に不適切なケーブルを使用したため、施工や経年に伴うストレスによってケーブルが異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、端子ボックスと安定器の配線に「キャブタイヤケーブル（0.75mm ² ）3芯」を用いる旨、記載されている。 | (受付:2015/08/31) |
| A201500418 2015-1528 2015/09/17 (事故発生地) 東京都 | パワーコンディショナ (太陽光発電システム用) | 異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 | ○外観に焼損は認められなかったが、当該製品内部の開閉器及び接続端子の一部に焼損が認められた。○当該製品内部に雨水の浸入による汚れが認められ、焼損した開閉器の電源入力接続端子部まで水没した痕跡が認められた。○当該製品内部の配線用配管開口部に水浸入防止が講じられておらず、また太陽光モジュールから当該製品間のケーブル配線を収納する配管（P F 管）には水抜き用の穴加工が施されていなかった。○P F 管内部に雨水が浸入した痕跡が認められた。●当該製品は、太陽光モジュールの配線用配管から製品本体内部に水浸入を防止する処置並びに製品内部に水が溜まらないようにする施設を講じていなかったため、配管から浸入した水が製品内部に溜まったことで、開閉器の入力端子部でトラッキング現象が発生し焼損したものと推定される。なお、施工説明書には、「配線開口部をシールする。配管に水抜き穴を設ける。」旨、記載されている。 | (受付:2015/09/29) |
| A201500433 2015-1588 2015/09/17 (事故発生地) 大阪府 | 水槽用ろ過器 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、電源プラグが焼損し、両側とも栓刃が溶断していた。○ポンプのモーターはロックしておらず、コイルにも異常が認められなかった。○当該製品の電源コードや照明器具の電源コードの表面、及び水槽周囲に多量の水垢が付着していた。●当該製品は、長年にわたり電源プラグとサービスコンセントとの間に水垢が付着し、手入れが十分に行われなかったことより、トラッキング現象が生じて出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「コンセントや電源プラグの刃及び刃の取り付け面は定期的に汚れやホコリを取り除く」旨、記載されている。 | (受付:2015/10/09) |
| A201500456 2015-1664 2015/09/13 (事故発生地) 愛知県 | エアコン | 建物を半焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。 | ○当該製品は焼損が著しく、外郭樹脂が焼失していた。○当該製品は数か月前から調子が悪く、使用者は電源プラグの抜き差しで入切をしていた。○当該製品の電源コードは、電源プラグから約10cmの通常の使用において応力が加わらない箇所です断線し、断線部に溶融痕が認められた。○当該製品の電源プラグ、内部配線、制御基板、表示基板及びファンモーターに溶融痕等の出火の痕跡は認められず、電流ヒューズも溶断していなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに引っ張りや屈曲などの過度の外力が繰り返し加わったため、電源コードが断線、スパークし、出火に至ったものと推定される。なお、当該製品の電源コードは電気用品取締法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードを引っ張らない。」「電源プラグで運転、停止をしない。」旨、記載されている。 | (受付:2015/10/23) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|-------------|------------------------------------|---|----------------------|
| A201500460 2015-1695 2015/10/14 (事故発生地) 山形県 | ヘアドライヤー | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の電源コードは、本体接続部の根元で断線し、断線部に熔融痕が認められた。○電源コードの断線部の芯線に、ねじれや屈曲が認められた。○コードプロテクターは屈曲し、本体根元部に亀裂及び焼損が認められた。●当該製品の本体接続部の電源コードに、過度なねじれや屈曲等のストレスが繰り返し加わったため、コード芯線が断線してスパークし、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源プラグや電源コードを乱暴に扱わない、変形させない、無理に曲げない、ねじる等しない」旨、記載されており、電源コードは、電気用品安全法に基づく技術基準（折り曲げ試験）に適合している。 | (受付:2015/10/26) |
| A201500472 2015-1724 2015/10/04 (事故発生地) 茨城県 | 電気冷蔵庫 | 当該製品を持ち上げて移動中、右手指を負傷した。 | ○運搬時に触れていた圧縮機カバー付近に血痕が認められた。○当該製品の圧縮機カバー左下付近が変形し、端面に触れることができる状態だった。○同等品の圧縮機カバーの端面にはバリがあった。○出荷時の全数検査では部品の取付状態や凹み、傷等を目視及び触感で確認しており、当該製品の記録に異常は認められなかった。○使用者は素手で運搬用の取っ手を持たずに運搬していた。●当該製品の圧縮機カバーが変形した経緯は不明であるが、使用者が運搬用の取っ手を持たずに、素手で当該製品背面下部の底面を持って運搬していた際、変形した圧縮機カバーの端面に触れたため、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「保護具（軍手）を着用する。」、「2人以上で、前面下部内側と背面上部の取っ手を持ち静かに運ぶ。」旨、記載されている。 | (受付:2015/11/02) |
| A201500479 2015-1737 2015/10/27 (事故発生地) 千葉県 | 照明器具（センサー付） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は2階ベランダの手すりに設置され、近くに布団を干していた。○当該製品の外郭樹脂に溶融があるが、内部から出火した痕跡は認められなかった。○本体に貼付されていた注意喚起のシールが剥がされ、別に保管されていたことが確認された。●当該製品に布団がかぶさったため、センサーが感知して点灯し、電球の熱で布団が過熱されて出火したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体注意喚起シールには、「洗濯物、布団等の可燃物を近づけない」旨、記載されている。 | (受付:2015/11/05) |
| A201500484 2015-1736 2015/10/27 (事故発生地) 大阪府 | エアコン（室外機） | 飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○外観は、プロペラファン部を中心に外郭の樹脂部品はほとんど焼失していた。○ファンモーターは、配線被覆が焼失していたが、断線や短絡等の異常は認められず、モーター巻線に焼損は認められなかった。○内外連絡線は、電源端子板に接続した状態で残存しており、絶縁被覆は焼失していたが、短絡等の異常は認められなかった。○制御基板は、ファン寄りに搭載された部品やはんだ付けが一部溶融していたが、基板部品から出火した痕跡は認められなかった。○機械室内はススけていたが、制御基板、コンプレッサー、リアクタ、四方弁及び内部配線類に焼損は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のファンモーター及び機械室内の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2015/11/06) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|-------|--|---|----------------------|
| A201500491 2015-1762 2015/10/29 (事故発生地) 奈良県 | 電気湯沸器 | 当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○電源プラグの片側の栓刃が外れており、電源プラグの中央部分の樹脂が溶融し、穴が空いていた。○外れた栓刃は、栓刃の先端に金属摩耗の跡が認められ、電源コード芯線カシメ部端部には溶融痕が認められた。○電源プラグ内部の溶融部周辺に溶粒物が認められた。○電源プラグのプッシングでコードがねじれ、被覆が溶融し芯線が断線していた。○湯沸器本体や壁コンセントに異常は認められなかった。●当該製品の電源コードに過度な屈曲やねじれが加わり、電源プラグの栓刃端部で芯線が断線し、スパークが発生し、発煙に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源コードは無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったりしない。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2015/11/10) |
| A201500513 2015-1864 2015/11/12 (事故発生地) 大阪府 | 電気こんろ | 当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○本体の外観及び内部に出火の痕跡は認められなかった。○スイッチは機械式の両切りタイプであり、電源ノイズによる誤動作は起こさないものであった。○スイッチつまみは、パネル面より飛び出していなかった。○コントロールボックスに出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は製品内部に出火の痕跡は認められず、つまみがプレートと同一の高さの機械式スイッチであり、電源ノイズによる誤動作は考えられないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/11/19) |
| A201500516 2015-1863 2015/11/11 (事故発生地) 佐賀県 | 電気洗濯機 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は運転されていない状態で洗濯槽内に衣類等が入った状態だった。○当該製品は洗濯槽を中心に内側から焼損しており、洗濯槽は左側面付近が焼け抜け、洗濯槽底面に焼損した衣類等が溶着していた。○洗濯槽内の衣類等から不飽和脂肪酸が検出された。○電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、酸化すると発熱する物質が付着した衣類等が洗濯槽に入れられたまま放置されたことにより、酸化発熱し、衣類等から出火したものと推定される。 (E2) | (受付:2015/11/20) |
| A201500540 2015-1943 2015/11/20 (事故発生地) 大阪府 | 電気冷蔵庫 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○背面下部の機械室が焼損しており、背面から見て左下部から上に向かって燃え広がっていたが、庫内に焼損は認められなかった。○機械室内の基板類、配線類、コンプレッサー等の電気部品は、ススの付着や焼損が認められるが、部品は全て残存しており、電源コードやプラグにも断線や溶融痕等の異常は認められなかった。○制御基板の電流ヒューズは溶断しておらず、コンセント回路のブレーカーも作動していなかった。●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/12/01) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|-------|---|--|----------------------|
| A201500550 2015-2032 2015/11/24 (事故発生地) 東京都 | 電気こんろ | 当該製品の上に置かれていた電気製品を焼損し、当該製品を汚損する火災が発生した。 | ○自転車車を室内に入れた際、当該製品のスイッチつまみにハンドルが当たった。○当該製品は、身体や物が接触し、意図せずスイッチが「入」となる可能性があることから、事業者がスイッチガードを取り付けた改修済み品であった。○スイッチガード取り付け実施後に、スイッチ及びつまみが交換されていた。○当該製品の交換後のスイッチ及びつまみの組み合わせは、交換前に比べつまみの先端までが約22mm長くなり、スイッチガードから約13mm飛び出る構造となっていた。○製造事業者は、スイッチガード改修後のスイッチ及びつまみ交換に関知はしていなかった。●当該製品は、スイッチつまみがスイッチガードから飛び出る長さの部品に交換されていたことにより、自転車車を部屋に入れた際にハンドル等がつまみに触れてスイッチが入り、当該製品の上に置かれていた電気製品を焼損したものと推定される。 | (受付:2015/12/07) |
| A201500553 2015-2029 2015/11/17 (事故発生地) 福井県 | 照明器具 | 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 | ○当該製品は電柱に設置されており、電柱からの電源線と当該製品の口出線は、施工業者により結線されていた。○口出線の1本は、圧着スリーブ端部近辺で断線し、他方は同近辺で半断線しており、いずれにも溶融痕が認められた。○圧着スリーブは、2本とも片面の広範囲で短絡痕が認められた。○電源線は、2本とも被覆を剥いた際に付いたとみられる傷が認められた。○電源線は、2本とも圧着スリーブ端部近辺で短絡痕が認められた。○当該製品は、光源部のグローブ及びレンズの一部が焼失していたが、LEDモジュール、電源ユニット等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、口出線と電源線の結線部に、絶縁処理が不十分であった等の施工不具合があり、出火に至ったものと推定される。 | (受付:2015/12/08) |
| A201500555 2015-2034 2015/10/09 (事故発生地) 北海道 | 暖房便座 | 施設で使用者が当該製品を使用したところ、火傷を負った。 | ○施設では、常時、当該製品の温度調節スイッチつまみを取り外し、電源プラグをコンセントから抜いていた。○事故発生時に入居者に付き添っていた職員は、便座の状態を確認せずに入居者に使用させていた。○入居者は、約20分間当該便座に座り、臀部、太もも、膝裏等に低温火傷を負った。○事故発生後に施設の職員が確認したところ、便座は通電された状態であった。○当該製品の外観は、温度調節スイッチつまみ及び便フタが取り外されていたものの、キズ、打痕、変形等の異常は認められなかった。○温度調節位置を「低」及び「高」の状態を通電し、便座表面温度を測定したところ、異常な温度上昇は認められなかった。○制御基板、ヒーター線及びサーミスタに異常は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、通電状態の便座に長時間着座していたため低温火傷を負ったものと考えられ、温度調整スイッチの管理及び使用時の注意が不十分であったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「長時間使用した場合に低温火傷の恐れがあるため、お年寄り、病気の方、自分で温度調節のできない方等は、周りの方が便座温度を「切」にする。」旨、記載されている。 | (受付:2015/12/08) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|----------|---|--|------------------|
| A201500557 2015-2035 2015/11/25 (事故発生地) 埼玉県 | 電子レンジ | 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品には調理開始スイッチはなく、タイマースイッチがONの時にドアを閉じると、調理が始まり加熱される仕様であった。○使用者は、普段から当該製品を使用後、タイマーを戻していなかった。○当該製品の外観はドア下部及び操作パネルの一部が焼損し、外郭上面にススの付着が認められたが、他の部分に異常は認められなかった。○庫内のドアカバー内部に油等の汚れが認められた。○内部の電気部品及び電源コードに焼損等は認められなかった。●当該製品を使用後にタイマーを戻さず日常的に空焼きを繰り返したため、庫内やドアに付着した汚れが炭化し、炭化物に電波が集中してスパークし、樹脂部が焼損して出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「庫内が空のまま加熱しない。」、「途中で加熱を中止するときはタイマーつまみは必ず「0」に合わせる。」旨、記載されている。 (E1) | (受付:2015/12/08) |
| A201500563 2015-1920 2015/11/10 (事故発生地) 岡山県 | 延長コード | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品の電源プラグが著しく焼損し、栓刃の可動部から電源コードのカシメ部までの端子板の一部が焼失していた。○当該製品の焼損部を成分分析した結果、当該製品に使用されていない「硫黄」及び「カリウム」が検出された。○当該製品を接続していたコンセントは、外郭表面にススの付着が認められたが、内部に異常は認められなかった。●当該製品の電源プラグ内に導電性異物が侵入し、端子板の両極間でトラッキング現象を生じて出火したものと推定される。なお、パッケージの台紙には、「火災のおそれがあるため、水や飲み物などを掛けない、水が掛かる場所では使わない、ホコリや汚れは取り除いて使う。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2015/12/10) |
| A201500567 2015-2063 2015/11/27 (事故発生地) 兵庫県 | 発電機（携帯型） | 工事現場で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒で4名が軽症を負った。 (CO中毒) | ○集合住宅のリフォーム工事において、当該製品を屋内に設置して使用したところ、4名が一酸化炭素中毒となった。○当該製品の外観に異常は認められなかった。○使用者証言の換気状態から換気量を推定し、当該製品の仕様から総作業時間である4.5時間後の一酸化炭素濃度を計算したところ、人に軽度の一酸化炭素中毒の症状が現れる暴露量であった。●当該製品を屋内で十分な換気を行わないまま使用したため、一酸化炭素中毒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書及び本体表示ラベルには、「屋内で使用すると数分で死に至るおそれがあるため、屋内やガレージ等の部分的に囲まれた区域では絶対に使用しない。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2015/12/11) |
| A201500582 2015-2111 2015/12/04 (事故発生地) 群馬県 | 発電機（携帯型） | 物置小屋で当該製品を使用していたところ、一酸化炭素中毒で1名が死亡した。 (死亡 CO中毒) | ○当該製品は、換気設備のない物置小屋内（およそ体積7～10m ³ ）で使用されていた。○当該製品は正常に作動し、排気ガスの臭い、色等に異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められず、十分な換気がない屋内で当該製品を使用したため、排気ガスにより屋内の一酸化炭素濃度が上昇し、一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「排気ガス中毒のおそれがあるため、屋内など換気の悪い場所で使用しない。」旨、記載されている。 (E1) | (受付:2015/12/15) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|--|-------|---|---|------------------|
| A201500583 2015-2112 2015/12/03 (事故発生地) 神奈川県 | IH調理器 | 当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者は、やかんでお湯を沸かすため、左側IHヒーターに通電して数分間その場を離れたところ、右側IHヒーター上の天ぷら鍋に残存していた少量の食用油が炎上していた。○当該製品の外観及び内部に異常発熱した痕跡は認められなかった。○当該製品の調理機能、加熱機能及び温度過昇防止、空だき防止機能に異常は認められなかった。○左側IHヒーターと右側IHヒーターのつまみは、操作部の左右両端に離れて配置され、IHヒーターへの通電は、つまみを押し込むだけでなく、押し込んだ後につまみを回す動作が必要であった。○事故発生時、左側IHヒーターに通電された(やかんでお湯が沸いていた)かは不明であった。●当該製品の詳細な使用状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められなかったことから、使用時に右側IHヒーターが通電され、天ぷら鍋の油が過熱し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/12/15) |
| A201500611 2015-2177 2015/12/16 (事故発生地) 神奈川県 | 電気こたつ | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに差し込まれていたが、使用していなかった。○当該製品の中間スイッチは外郭樹脂の一部が焼損し、樹脂製の操作部が溶融していた。○中間スイッチ内部の接点に荒れは認められず、可動接点側端子及び固定接点側端子が焼損していた。○使用者はペット(猫)を飼育しており、当該製品の電源コード付近にペット用のトイレマットが敷かれていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の中間スイッチ内部に液体が浸入したため、端子間の絶縁性能が低下し、トラッキング現象を生じて出火に至ったものと推定される。 (F2) | (受付:2015/12/25) |
| A201500619 2015-2228 2015/12/18 (事故発生地) 三重県 | 電気ポンプ | 施設で当該製品を使用して浴槽からお湯を排水中、感電し、1名が死亡した。 (死亡) | ○当該製品は本体を水中に沈めて使用する水中ポンプで、使用者は湯が入った浴槽内に脚部まで浸かった状態で、通電した当該製品を浴槽に沈めて排水を行った。○当該製品の電源コードは、浴場の窓越しに屋外コンセントに接続していたが、コードの長さがぎりぎり、コード保持金具もハンドルから外されていたため、本体側プロテクター部でコードに横向きに力が加わり、コードの被覆に亀裂が生じて芯線が露出していた。○電源プラグは接地極付の3極プラグであったが、接地極を除去する改造が行われていた。○当該製品を接続していた屋外コンセントは、接地用端子がアースされておらず、漏電遮断器も設置していなかった。●当該製品は、電源コードに引っ張り等の強い外力を加えたことで、本体根元部分のコード被覆に亀裂が生じたため、使用者が浴槽内での排水作業のために当該製品を浴槽に沈めた際、漏電が発生し感電したものと推定される。また、接続していたコンセントにアースがなく、漏電遮断器を設置していなかったことも、事故発生に影響したものと推定される。なお、電源コードは電気用品取締法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「ポンプ専用の漏電遮断器及び過電流保護装置を必ず取り付ける。」「人の入っている所では絶対にポンプを始動しない。」「キャプタイヤケーブルや電源プラグが傷んだときは使用しない。」旨、記載されている。 (E1) | (受付:2015/12/28) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|--|--------------------|---------------------------------|--|----------------------|
| A201500623 2015-2222 2015/12/13 (事故発生地) 三重県 | コンセント | 飲食店で当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、内部の屋内配線の速結端子接続部が異常発熱し、屋内配線及び接続金具に溶融痕が認められた。○屋内配線が速結端子の奥まで十分に挿入されていない痕跡が認められた。○当該製品の刃受けに負荷は接続されていなかったが、当該製品は送り配線されていた。●当該製品を設置、施工した際に、屋内配線の速結端子への挿入が不十分であったため、長期使用に伴い配線接続部での接触不良が増大して異常発熱し、焼損したものと推定される。 | (受付:2015/12/28) |
| A201500628 2015-2230 2015/12/24 (事故発生地) 神奈川県 | 接続ケーブル（太陽光発電システム用） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、パワーコンディショナと屋根上の太陽電池モジュールの中間位置にあるケーブル及び周辺の壁が焼損していた。○焼損していた中間位置のプラス線側ケーブルは、防水コネクタで途中接続された箇所、メスコネクタは焼失しており、ケーブル芯線の端部に溶融痕が認められた。また、接続されていたオスコネクタの接続端子先端に溶融が認められた。○隣接するマイナス線側ケーブルは、プラス線側ケーブルの焼損箇所と同位置でケーブルが焼損、芯線が断線して、断線部に溶融痕が認められた。○焼損したコネクタは、当該製品に施工時に取り付けられたものと判断した。○当該製品は、事業者の電気工事研修を修了した施工ID取得者が施工をしていた。●当該製品は、施工時に取り付けられたコネクタの接続不良により、内部に水が浸入し端子が腐食したため、接触抵抗が増大して異常発熱し、出火したものと推定される。 | (受付:2015/12/28) |
| A201500641 2015-2251 2016/01/02 (事故発生地) 大阪府 | エアコン（室外機） | 当該製品を使用中、当該製品の連絡配線を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品及び室内機に出火の痕跡は認められなかった。○内外連絡線が途中接続（継ぎ足し）されており、当該接続部の配管カバー、絶縁被覆が焼損していた。○内外連絡線の芯線3本のうち1本の途中接続部の焼損が著しく、速結端子の導電金具が芯線との接続部で溶融していた。○焼損していた内外連絡線の途中接続部に芯線の溶融や再使用した痕跡は認められなかった。○事故品は9年前に使用者の知人により移設されたものであった。●当該製品及び室内機に出火の痕跡は認められず、内外連絡線の途中接続部から出火したものと考えられることから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/01/08) |
| A201500655 2015-2265 (事故発生地) 福岡県 | 水槽用ヒーター | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品を使用したまま外出し、5日後に帰宅したところ、火災が発生していた。○当該製品は著しく焼損しており、温度ヒューズは溶断していたが、内部のヒーター線、圧着端子等に異常は認められなかった。○当該製品の電源コードは断線していたが、溶融痕は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/01/13) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|-----------|---|--|----------------------|
| A201500666 2015-2299 2015/12/16 (事故発生地) 長崎県 | 電気冷蔵庫 | 工場で当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は工場で接着剤の保管用として使用され、引火性が高く、揮発性の高い接着剤が保管されていた。○当該製品は、防爆構造を有する薬品専用の保管庫ではなく、家庭用の冷蔵庫であった。○当該製品の電気部品に異常は認められず、正常に運転した。●当該製品の庫内に保管していた引火性が高く、揮発性の高い接着剤が僅かに漏れ、当該製品のサーモスタットの接点で生ずる火花等に引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「引火しやすいものは入れない。爆発する危険がある。」旨、記載されている。 | (受付:2016/01/15) |
| A201500675 2015-2333 2016/01/01 (事故発生地) 京都府 | 電気冷蔵庫 | 寮で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○天板の右半分が焼け抜け、庫内の樹脂部品はほとんど焼失していた。○電源プラグ及び電源コードは、一部絶縁被覆が焼損していたが、断線や溶融痕等の異常は認められなかった。○内部配線の絶縁被覆は、ほとんど焼失していたが、断線や溶融痕等の異常は認められなかった。○その他内部の電気部品は全て残存しており、出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/01/19) |
| A201500696 2015-2315 2016/01/12 (事故発生地) 愛知県 | 布団乾燥機 | 当該製品をコンセントに接続して使用していたところ、当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は電源プラグ栓刃側の根元の樹脂が焼損していたが、本体に異常は認められず、電源プラグを交換すると正常に動作した。○電源プラグは栓刃とコードを接続するカシメ部で芯線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。○電源プラグ側コードプロテクター一部で、電源コードに振れ跡が認められた。●当該製品の詳細な使用状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源プラグ内で電源コードの断線が認められたことから、電源コードに過度な外力が加わったため、電源コードの芯線が断線し、局部的に異常発熱し焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/01/25) |
| A201500710 2015-2407 2016/01/18 (事故発生地) 茨城県 | エアコン（室外機） | 施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 | ○当該製品は正面から見て右側の焼損が著しかった。○本体右側の閉鎖弁カバーは、ねじ止めではなくゴムテープで留められていた。○本体内右側の制御基板は焼損が著しく、電源入力部は欠損していた。○電源端子台と制御基板間の配線が欠損しており、端子台に接続するファストン端子及び配線に溶融痕が認められた。●当該製品の閉鎖弁カバーの取付不良により隙間が生じていたため、本体内に雨水が浸入し、制御基板の電源入力部間でトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/01/28) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|--|--------------|---|--|------------------|
| A201500738 2015-2485 2016/01/27 (事故発生地) 鹿児島県 | 電気温水器 | 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。 (火災) | ○当該製品は、通気口がなく扉で密閉された収納庫に設置されていた。○ヒーター用リレーの焼損が著しく、固定接点金具2個の近接した箇所に熔融痕が認められた。○固定接点金具以外の電気部品に異常は認められなかった。○配管部分に漏水などの異常は認められなかった。●当該製品が密閉された収納庫に設置されたため、リレー内部で結露し、固定接点金具付近の樹脂が絶縁不良により炭化し、トラッキング現象が発生したため出火に至ったものと推定される。なお、施工説明書には、「室内に設置する場合は通気口を設け、密閉室にしないこと。結露して、壁面にカビが発生したり、床面へ滴下したり、温水器の故障の原因となる。」旨、記載されている。 (D1) | (受付:2016/02/08) |
| A201500812 2015-2673 2016/02/26 (事故発生地) 福岡県 | 温水式浴室暖房換気乾燥機 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は外郭樹脂が著しく焼損していた。○制御基板及びファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/03/02) |

| 経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品 名 | 事 故 通 知 内 容 | 事 故 原 因 | 経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日 |
|--|-----|---|--|---------------------------------------|
| A201500585 2015-2113 2015/10/30 (事故発生地) 神奈川県 | 圧力鍋 | 当該製品で調理中、取ってを触ったところ、内容物が身体にかかり火傷した。 (重傷) | ○使用者は、安全弁（ロックピン）が上がり圧力調整装置から蒸気が出るまで5分程加熱した後、火を止めて蒸らしたが、10分程待ってもロックピンが下がらないので開閉ボタンや取っ手を軽く触って蓋を下方向から見上げるように屈んで覗き込んだところ、火傷を負ったが、事故発生時の状況は覚えていないとのこと。○当該製品の本体取っ手裏面に亀裂及び焼け膨れが、蓋取っ手裏のロックレバー表面が溶けていることが認められ、補助取っ手は付いていない状態であった。○事故発生後に当該製品内部が洗浄されたことから、事故発生時に圧力調整装置及びロックピン内部に汚れによる詰まりがあったかどうかは確認できなかった。○当該製品の本体及び蓋に変形等の異常は認められなかった。○当該製品の蓋の開閉及び脱着について、不具合は認められなかった。○当該製品で再現試験を行ったところ、正常に使用することができ、蓋と本体が完全に嵌合された状態では、加圧中に蓋が外れる、または内容物が飛散するなどの現象は認められなかった。●当該製品の事故状況が再現できず、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に繋がる異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は、SG基準に適合している。 (F2) | (受付:2015/12/15) |
| A201500811 2015-2159 2015/11/07 (事故発生地) 熊本県 | やかん | 店舗で当該製品でお湯を沸かして持ち上げた際、当該製品の取っ手が溶けて外れ、お湯がこぼれて火傷を負った。 (重傷) | ○当該製品は、樹脂製の取っ手が溶けていたが、笛吹き部樹脂は溶けていなかった。○事故当時、業務用ガスコンロを使用して、やかんの底（直径：19cm）からはみ出さない程度の火力で加熱していて事故が発生した。○当該製品の取っ手の材質は、フェノール樹脂ではなくポリプロピレンであった。○同等品を使用して再現試験を実施したが、笛吹き部樹脂が溶けずに取っ手が溶ける状態を再現できず、試験中取っ手を持ち上げても脱落しなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、再現試験においては当該事故事象は発生しなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/03/01) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|----------------------------|--|--|----------------------|
| A201500307 2015-1013 2015/07/30 (事故発生地) 東京都 | 密閉式（BF式）ガス（給湯付）ふろがま（都市ガス用） | 当該製品を点火したところ、爆発し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。 | ○当該製品が設置されている浴室内で、使用者が虫を退治しようと殺虫剤代わりに可燃性ガス（液化石油ガス）が入ったスプレー（パーツクリーナー缶）を噴霧した後、当該製品を点火しようとしたところ爆発した。○スプレーを噴霧した後、浴室の換気はしなかった。○当該製品は浴室床面に設置され、浴室床面は浴室扉より低い位置であった。○当該製品にはガス漏れ、機器の変形は認められなかった。○当該製品の点火、着火などの動作に異常は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、使用者が浴室内でスプレーを噴霧したことで、スプレーに使用されている可燃性ガス（液化石油ガス）が浴室内に充満、滞留し、その状況下で点火操作を行ったため、引火して事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火災の原因となるので、機器の周辺では灯油、ガソリン、ベンジンなど引火性危険物を使用しない。爆発の恐れがあるので、機器の周辺や上にスプレー缶、カセットこんろ用ポンペを置いたり使用したりしない。」旨、記載されている。 | (受付:2015/08/10) |
| A201500380 2015-1387 2015/08/30 (事故発生地) 新潟県 | ガス栓（都市ガス用） | 当該製品に接続したガスこんろを点火したところ、周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、2口ホースエンドのガス栓で、ヒューズ機構（過流出安全機構）を有することが義務づけられた1985年以前に製造され、同機構は有していなかった。○使用者が当該製品を開け、ガスこんろの点火操作をしたところ火災が発生した。○当該製品のガスこんろが接続されたガス栓は閉栓となっており、開栓となっていたガス栓にはガス機器が接続されておらず、また、ガス栓キャップは装着していなかった。○当該製品の気密性を確認したところ、開栓及び閉栓においてガス漏れの発生はなかった。また、つまみ操作力は左右ともに規格値内であり、異常は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、使用者がゴム管未接続側のガス栓を開け、ガスこんろの点火操作を行ったため、漏出したガスに引火し、火災に至ったものと推定される。 | (受付:2015/09/08) |
| A201500474 2015-1721 2015/04/11 (事故発生地) 兵庫県 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○使用者が留守中に当該製品が発火し、周辺にあった段ボール紙等の可燃物に引火し、周囲の可燃物及びガス用ゴム管等を焼損していた。○当該製品の左こんろ上に段ボール紙の波模様形状の焼損残渣が認められた。○当該製品の操作部やグリルに異常は認められなかった。○当該製品内部に発火の痕跡は認められなかった。○点火ボタンと器具栓の間の樹脂部品のススの付着状況から、事故当時点火ボタンは「開」状態であったと判断された。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、何らかの要因で当該製品の点火ボタンが押され、こんろの上に置かれていた可燃物に引火し火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2015/11/04) |
| A201500488 2015-1755 2015/10/24 (事故発生地) 大阪府 | ガスこんろ（LPガス用） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。 | ○使用者がおかゆを調理中に周囲の可燃物に引火した。○当該製品の周囲に焼損残渣が認められた。○当該製品に内部から出火した痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2015/11/10) |

| 経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品 名 | 事 故 通 知 内 容 | 事 故 原 因 | 経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日 |
|---|-----------------------|---|--|---------------------------------------|
| A201500489 2015-1756 2015/10/30 (事故発生地) 大阪府 | 開放式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用) | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201500495と同一事故) | ○使用者が当該製品を使用していたところ、当該製品下部より炎が出ているのに気づき、濡れ雑巾で消火しガス栓を閉じた。○当該製品の中央左下のガス接続部を中心に継手ホース及び周辺を焼損していた。○当該製品のガス接続部のねじ部に変形、キズ等や形状の異常は認められなかった。○当該製品のガス接続部のねじ部はTU(テーパーユニオン)ねじであり、接続にシール材を使用しない構造であったが、ねじ部にシールテープの残存物が認められた。○使用者の知人が、従来使用していた継手ホースを使用して、当該製品に接続した。 ●当該製品は、使用者の知人が従来使用していた継手ホースをそのまま使用し、当該製品のガス接続部のねじ部にシールテープを使用して接続したことにより、ガス接続部のパッキン部がシールされずにガスが漏れ、漏れたガスが当該製品から引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ガス配管工事は必ずガス供給事業者または資格を有する設置業者が行う。」旨、記載されている。 | (受付:2015/11/10) |
| A201500495 2015-1770 2015/10/30 (事故発生地) 大阪府 | 継ぎ手ホース(都市ガス用) | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201500489と同一事故) | ○使用者が当該製品が接続された湯沸器を使用後消火して外出したが、湯沸器の下部より出火し、当該製品、湯沸器及び湯沸器の背面の壁の一部を焼損した。○当該製品は湯沸器との接続用ソケットから120mmが焼損し、表面に湯沸器から熔融したと思われる樹脂が付着し、接続部とソケットの根元でガス漏れが認められた。○当該製品の熱影響のない箇所は、在庫品に比べ少し劣化はあるが、伸びが200%以上維持されており、異常は認められなかった。○当該製品のTU(テーパーユニオン)ねじの接続にはシール材は使用しない仕様であるが、湯沸器の接続部にシールテープの焼損残さが認められた。○使用者の知人が従来から使用していた当該製品を使用して、新規に購入した湯沸器に接続したとのこと。●使用者の知人が従来から使用されていた当該製品をそのまま新規の湯沸器にシールテープを使用して接続したため、接続部よりガスが漏れ、漏れたガスが湯沸器より引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「有資格者や専門業者が工事する。」「TUねじにシール材は絶対使用しない。」「機器交換時にはホースも交換する。」旨、記載されている。 | (受付:2015/11/12) |
| A201500499 2015-1772 2015/11/02 (事故発生地) 大阪府 | ガスこんろ(都市ガス用) | 当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○使用者が当該製品で調理中にこんろバーナーのすき間に小さな炎を確認し、こんろを消して放置していたところ、グリル排気口より、炎が上がり当該製品の一部を焼損した。○当該製品のグリル扉、グリル排気口の一部、点火器、右の二つの器具栓を焼損し、本体内部の右側にススが付着していた。○こんろ台の上には日常的に水が溜まっている状態であった。○ガス導管の直線部と左右の曲がり部が腐食し、右側の曲がり部に穴空きが認められ、穴空き部の近くに点食(孔食)が複数認められた。○当該製品のグリル底板が腐食し大半が脱落し、一部が残存していた。○当該製品のケース下の裏面(下側)が全面的にサビが発生し、表面(上側)には右側に腐食が認められた。●事故当時の詳細な状況が不明のため事故の原因を特定できなかったが、当該製品のグリルケース内部に水をこぼしたことで、ケース下にある複数の穴から水がこぼれてグリル底板の上に溜まり、継続して使用したことでグリル底板が腐食、脱落するとともにガス導管が腐食して穴空きを生じ出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2015/11/13) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|--------------|--|---|----------------------|
| A201500505 2015-1846 2015/10/25 (事故発生地) 岩手県 | ガスこんろ（LPガス用） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 (火災) | ○当該製品に接続されていたガスホース（ゴム管）は、グリル排気口の熱の影響を受けやすい当該製品より上に設置されていたが、設置者については不明であった。○当該製品のグリルの点火ボタンは押された状態であった。○ガスホースは、グリル排気口付近で溶融、焼損していた。●当該製品に接続されたガスホース（ゴム管）がグリル排気口付近に設置されていたため、グリルを点火後にその場を離れている間に、ガスホースがグリル排気口からの熱で溶融し、漏れたガスにグリルの火が引火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用時は周囲が高温になりゴム管が溶けてガス漏れの原因となるため、ゴム管は、機器の上や下を通さない、高温部に触れない。」旨、記載されている。 (F2) | (受付:2015/11/16) |
| A201500512 2015-1861 2015/11/12 (事故発生地) 埼玉県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品の給油タンクに給油後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者が給油のため、使用中の当該製品からカートリッジタンクを抜き、庭でポリタンクから給油して口金を下に向けて運び、当該製品にセットしてタンク室のふたを閉めたところ、当該製品の後に火が見え、事故発生は再点火操作を行う前であったとのこと。○当該製品は全体的に焼損しているが、特に正面のしん調節つまみ周り、背面の電池ケース上方の焼損が著しかった。○当該製品は、給油時自動消火装置が搭載されており、しん調節つまみ及びしんは、消火の位置となっていた。○給油したカートリッジタンク及び油受皿に、灯油は残っていなかった。○カートリッジタンクの油量計のアクリル樹脂が熱により一部溶融していたが、周辺に灯油が溢れた痕跡は認められなかった。また、カートリッジタンクの口金部分は、リコール対象のものではなかった。○燃焼筒は外筒全体にススが付着しており、内筒内側及び中筒外側にもススの付着が認められた。○置台表面は概ね全面にススの付着が認められ、油受皿下部にあたる位置にはペースト状の物質が1～2mmの厚さで堆積しており、採取してライターで火を付けると良く燃える可燃物であることが確認されたが、置台表面に堆積した経緯は不明であった。○当該製品が置かれていたカーペット上にも置台の形でペースト状の物質があったが、置台表面に堆積していたペースト状の物質と同一成分であるか否かは不明であった。●当該製品が発火源と推定されるが、出火に至るメカニズムが特定できなかったため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/11/19) |
| A201500531 2015-1909 2015/11/18 (事故発生地) 新潟県 | 石油ストーブ（開放式） | 施設で当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者は普段から当該製品正面のガードを取り外して使用し、点火にはマッチを使用した。○使用者は当該製品の消火ボタンを押して消火した。その約1時間30分後、当該製品の燃焼筒の外側に炎を確認した際に、再度消火ボタンを押したが消火できず、カートリッジタンクを抜き差ししたところ、炎が上がった。○しん調整レバー及び燃焼筒内のしんは消火位置であった。○燃焼筒の外側（ガラス表面）に多量のススが付着していたが、内側にはススの付着は認められず、燃焼筒内で異常燃焼した痕跡は認められなかった。○油受皿に油漏れの痕跡は認められず、カートリッジタンクにねじの緩み、異物の挟み込みなどの異常は認められなかった。○当該製品内部にガソリンの成分は検出されなかった。○当該製品は、約5年前に譲り受けた中古品であり、過去の使用状況については確認できなかった。●詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/11/27) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|---------------------------------------|--|---|----------------------|
| A201500546 2015-1953 2015/11/14 (事故発生地) 山形県 | カセットこんろ | 当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品を点火しようとしたところ、床面の可燃物が焼損し、周辺に延焼した。○当該製品に焼損は認められなかった。○当該製品の動作確認を行ったところ、ガス供給部にガス漏れなどの異常は認められなかった。○事故発生当時、当該製品には純正のカセットボンベが使用されていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れは認められず、正常に動作することから、点火操作時に滞留していたガスに引火し、周辺の可燃物が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2015/12/04) |
| A201500572 2015-1948 2015/11/30 (事故発生地) 愛知県 | 開放式ガス温風暖房機 (都市ガス用) | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。 | ○当該製品の前方で当該製品に背を向けて座っていたところ、後ろで「ボン」と音がして着衣の背中に火が付いた。○火災現場から、破裂したスプレー缶が数本見つかった。○当該製品は、全体に焼損していたが、電源コードの焼けは少なかった。○燃焼室に過熱痕等の異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。また、バーナーに変形や詰まり等の異常は認められなかった。○ガス通路にガス漏れは認められなかった。○電気部品に出火に至った痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼やガス漏れ等の出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2015/12/11) |
| A201500576 2015-2097 2015/11/19 (事故発生地) 大阪府 | ガス栓 (L P ガス用) | 当該製品に接続したガスこんろを使用 中、当該製品及び周辺を焼損する火災が 発生した。 | ○使用者がガスこんろの左側こんろの強火力バーナーに直径28cmのフライパンで調理中に当該製品付近で炎が上がり、当該製品、迅速継手、ガスホース及び壁の一部が焼損した。○当該製品の右側のつまみが焼損、溶融していたが、漏れはなく、つまみの開閉操作に異常は認められなかった。○当該製品と接続された迅速継手がシールする部分の当該製品側に傷等の異常は認められなかった。○当該製品とフライパンの縁との距離は約110mmと近い距離であり、迅速継手とガスホースは更に近い距離であった。○当該製品とガスこんろは今まで異常なく使用されていた。●当該製品は右側のつまみが焼損、溶融していたものの漏れやシール部分に異常はなく、使用者がガスこんろの強火力バーナーで大きなフライパンを用いて、調理中にフライパンが当該製品側に近づいたことで、ガスこんろの高温の熱気によりガスホースや迅速継手が共に焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2015/12/14) |
| A201500591 2015-2135 2015/12/10 (事故発生地) 京都府 | 屋外式 (R F 式) ガス 瞬間湯沸器 (L P ガス 用) | 当該製品を使用中、浴室で気分が悪く なり、2名が一酸化炭素中毒で軽症を負 った。 | ○使用者が当該製品を運転中、使用者と男児が入浴していたところ、めまい等の症状を訴え、救急車で病院に搬送された。○当該製品は屋内のガレージに設置され、ガレージは物置として使用され、シャッターが閉じたままの状態であった。○回収後の当該製品を燃焼したところ、異常燃焼を生じ、排気ガス中の一酸化炭素濃度は2,000ppmを超えた。○熱交換器の集熱フィンにスス付着と詰り、給気口と給気ファンの羽根部にススとホコリの付着が認められた。○ガレージの広さは見取り図と消防への聞き取りに差があり不明である。●当該製品は屋内のガレージ内に設置して使用されたため、酸欠及び給気ファンへのホコリ付着等の要因で異常燃焼を生じ、ススで集熱フィン部を閉塞して一酸化炭素を発生し、ガレージ内が高濃度の一酸化炭素濃度となり、窓から浴室内に排気ガスが流入し事故に至ったものと推定される。 | (受付:2015/12/18) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|---------------|---|---|----------------------|
| A201500603 2015-2168 2015/12/14 (事故発生地) 東京都 | 迅速継ぎ手（都市ガス用） | 事務所で当該製品を接続してガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○事務所に設置されていたガスこんろに、使用者（職員）が鍋を載せて点火したところ、ガスこんろの背面側から火が上がり、背面側にあったガス栓と当該製品の接続部が焼損した。○当該製品はガス用ゴム管に取り付けられており、当該ゴム管はU字状に曲げられ、ガスこんろと壁に挟まれた状態でガス栓と接続されていた。○当該製品のガス栓との接続部には、軸方向に動く「摺動環」と呼ばれる部品が付いており、ガス栓に接続すると、「カチッ」と音がして伸びる構造となっていたが、当該製品の摺動環は縮んだ状態で焼損していた。○当該製品の焼損部を除去して、ガス栓に挿し込んだところ、摺動環は正常に動作し、接続後もガス漏れは認められなかった。○当該製品の摺動環の内部にはバネが入っており、摺動環が縮んだままではバネの反力でガス栓から自然に外れる構造となっていた。○事故発生時と同様に、同等品を取り付けたガス用ゴム管をU字状に曲げて壁とガスこんろに挟んだところ、ゴム管は壁との摩擦で動かない状態となり、その状態では、摺動環が縮んだままでもガス栓から外れることはなく、接続されたような状態が維持された。●当該製品がガス栓と適切に接続されていなかったために、事故発生時に当該製品とガス栓の接続部からガスが漏れ、ガスこんろの火に引火して事故に至ったものと推定される。なお、当該製品の取扱説明書には「当該製品とプラグの接続は「カチッ」と音がするまで差し込む。」旨が記載されていたほか、ガスこんろの取扱説明書にも、「ゴム管は折れたり、ねじれたりさせず短く使用する。」旨、記載されている。 (E3) | (受付:2015/12/25) |
| A201500618 2015-2211 2015/12/20 (事故発生地) 千葉県 | ガスこんろ（LPガス用） | 当該製品を使用中、建物2棟を全焼する火災が発生し、3名が軽傷を負った。 (火災) | ○事故直前、使用者は当該製品の右こんろに油の入ったフライパンを置いて点火した後、家族に呼ばれたため当該製品の前を離れて3～5分ほど話をしていたところ、フライパンから火が上がっていることに気づいた。○当該製品は2口こんろで、左こんろにのみ調理油過熱防止装置が付いており、事故発生時に使用されていた右こんろには付いていなかった。○当該製品は焼損が著しく、樹脂部品類が焼失しており、内部のガス経路の気密性を確認することはできなかった。○右こんろの点火ボタンに連結されている金属部品（スピンドル）の表面を調べたところ、点火時の位置に樹脂部品の焼損痕が認められた。●使用者が当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない右こんろで油調理中にその場を離れたために、油が過熱されて出火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火を付けたままの移動、外出、就寝禁止」の旨、警告表示されている。 (E2) | (受付:2015/12/28) |
| A201500624 2015-2213 2015/12/16 (事故発生地) 福井県 | 継ぎ手ホース（LPガス用） | 飲食店で当該製品をガス栓に接続してガス機器を使用したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品のガス栓側ソケットに焼損が認められた。○当該製品の気密性に異常は認められなかった。○当該製品のガス栓側ソケット摺動環の、ガス栓に接続した際、露出する部分に、焼損は認められなかった。○同等品を用いて、ガス栓との接続が不完全な場合の気密性を確認した結果、ソケット脱落や内圧低下は認められなかった。●当該製品のガス栓側ソケットとガス栓の接続が不完全であったため、ガス栓との接続部に生じた隙間からガスが漏れて引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/12/28) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|--------------------------|--|--|----------------------|
| A201500625 2015-2214 2015/12/16 (事故発生地) 福井県 | ガス栓（LPガス用） | 飲食店で当該製品に継ぎ手ホースを接続してガス機器を使用したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品のつまみが溶融、変形していたものの、当該製品の気密性に異常は認められなかった。○当該製品のコンセント口に打痕や変形は認められなかった。○当該製品のヒューズ機構（過流出安全機構）に異常は認められなかった。●当該製品にガス漏れに至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/12/28) |
| A201500633 2015-2216 2015/12/22 (事故発生地) 愛知県 | 密閉式（BF式）ガス給湯付ふろがま（LPガス用） | 当該製品の点火操作を繰り返したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品の外観は、ケーシングが膨らむ様に変形しており、前面に大きな隙間が認められた。○本体内部に焼損した痕跡はなく、冠水跡も認められなかった。○ガス通路にガス漏れは認められなかった。○種火の点火状態に異常はなく、バーナーの燃焼状態にも異常は認められなかった。○熱交換器に水漏れや閉塞は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、何らかの外的要因で点火し難い状況となり、点火操作の繰り返しで内部に未燃ガスが滞留し、再点火時の火花が引火して異常着火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/01/04) |
| A201500634 2015-2217 2015/12/20 (事故発生地) 茨城県 | 石油給湯機（薪兼用） | 当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は、正面のたき口の蓋が外れ、缶体の外郭が熱変色していた。また、煙突接続部及び缶体の一部が腐食により破損していた。○バーナー内部の燃焼制御装置と外郭ケースの間に木材が挟まれており、安全装置の解除スイッチが押し込まれた状態であった。○炎検出器は樹脂ケースの先端が溶融し、着火検知ができない状態であった。○燃焼筒、ノズル、イグナイターにススが堆積し、イグナイターは放電不良、ノズルは噴霧不良の状態であり、着火した場合も燃焼不良の状態であった。○煙突（施工者不明）は縦方向の合計が1m（推奨は4m）、横方向が下り勾配で設置され、通気性能を満足する設置条件を満足していなかった。●当該製品の安全装置を常時解除した状態で使用を継続していたため、点火不良、燃焼不良により生じた未燃灯油が機器内部にたまり、たまっていた未燃灯油に着火し、焼損したものと推定される。 (F2) | (受付:2016/01/04) |
| A201500635 2015-2225 2015/12/27 (事故発生地) 東京都 | リモコン（ガス給湯付ふろがま用） | 当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品は、操作部の一部が焼損しており、背面は配線引き込み穴周辺に溶融と変色が認められた。○基板は部品面、裏面ともに焼損しており、常時電源（15V）が通電される基板の銅箔間に著しい焼損が認められた。○外郭内部の全体が虫の死骸、糞尿で汚れており、特に下側に汚れが集中していた。○当該製品が取り付けられていた背後の壁面には、配線引き込み用の穴が空いていた。●当該製品内部に虫が侵入し、虫の死骸、糞尿が堆積したため、基板の絶縁性能が低下し、トラッキング現象を生じて出火に至ったものと推定される。 (F1) | (受付:2016/01/05) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|--|--------------------------|--------------------------------|---|----------------------|
| A201500651 2015-2268 2015/12/28 (事故発生地) 兵庫県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○使用者が当該製品を使用中に、しん調節つまみの下に炎が見えたため消火操作を行ったが炎は消えず、灯油が溢れてきたため、家人が消火器で消火したが当該製品を焼損した。○外観は点火ボタンと消火ボタンの樹脂が一部溶融変形していたが、それ以外に異常は認められなかった。○しんは消火の位置で止まっており、先端にはタールはなく異常は認められなかった。○反射板、天板の裏及び燃焼筒内部にススの付着はなく異常は認められなかった。○油受皿の底面としん案内筒内部にススの付着が認められた。○給油タンク及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○本体内の置台上に綿ホコリの堆積が認められた。●当該製品は異常燃焼の痕跡はなく、しんに異常はなく、製品に異常は認められなかったが、置台の上に綿ホコリの堆積が認められたことから、一次空気の入り口が綿ホコリで閉塞され、燃焼筒内部で気化した灯油が綿ホコリに染み込み、一次空気の供給が閉塞されて燃焼筒の炎が不安定となり、燃焼筒内部からしん案内筒下部に炎が入って綿ホコリに着火し拡大したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/01/12) |
| A201500654 2015-2271 2016/01/05 (事故発生地) 東京都 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○使用者が当該製品のグリルで調理していたところ、目を離した際にグリル庫内から出火した。○グリル内の焼き網上及びグリル受皿に炭化物が付着していた。●当該製品のグリルで調理中に目を離したため、食材及びグリル受皿に堆積した油脂が過熱し出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火を着けたまま離れない。」、「グリル使用後及び連続使用するときは、グリル受皿にたまった脂を取り除く。」旨、記載されている。 | (受付:2016/01/13) |
| A201500670 2015-2323 2016/01/07 (事故発生地) 神奈川県 | 屋外式（RF式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用） | 当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○ガス事業者がガス供給圧力不足を改修する工事を行った後、当該製品の点火確認を行った際、当該製品から出火した。○機器の外郭筐体及び前面パネルは、内から外へ向けて変形していた。○事故発生後、当該製品にガスを供給している強化ガスホースが、当該製品から外れていることが確認された。○当該製品の強化ガスホースと接続する部分のねじ山に破損やキズ等の異常は認められなかった。○当該製品に強化ガスホースを取り付けたところ、当該製品ねじ山と強化ガスホースの袋ナットは正常にかみ合うことが確認された。○当該製品にガス漏れは認められず、燃焼状態にも異常は認められなかった。○強化ガスホースは当該製品の付属品ではなく、ガス事業者が選定して取付けを行ったものであるが、施工時の状況等は確認できなかった。○事故発生前の改修工事後に、ガス事業者はガス栓から強化ガスホース側のガス漏れの有無を確認していなかった。●当該製品と強化ガスホースの接続部が外れた経緯が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品には異常が認められないこと、強化ガスホースが当該製品から外れていることから、接続部から漏れたガスが機器内に滞留し、点火時のスパークが引火して火災に至ったものと考えられる。また、ガス事業者が改修工事後の動作確認前に当該製品のガス漏れの有無を確認していなかったことも、事故発生に影響したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/01/18) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|--------------|---|---|----------------------|
| A201500708 2015-2379 2016/01/10 (事故発生地) 長崎県 | 石油温風暖房機（開放式） | 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 | ○使用中の当該製品が置かれていた周辺を含め、床には多量の雑誌が積まれていた。○当該製品は全体的に焼損していたが、バーナー部に著しいススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○制御基板等に出火の痕跡はなく、内部配線等に熔融痕等は認められなかった。○油受皿に穴空きはなく、油漏れは認められなかった。●当該製品の事故当時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/01/27) |
| A201500731 2015-2462 2016/01/27 (事故発生地) 愛知県 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品の周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。 | ○当該製品は一口タイプで、ガス漏れによる出火の痕跡は認められなかった。○器具栓は「開」（火力弱）の位置であった。○パイロットノズルは、腐食や汚れの付着が認められ、種火が点火し難い状態になっていた。また、汁受け皿は腐食によりバーナー付近が欠けていた。○当該製品の内部や周辺には、マッチの燃えかすがあった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れによる出火の痕跡は認められないことから、点火に使用したマッチの火が近くの可燃物に引火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/02/04) |
| A201500741 2015-2481 2016/01/10 (事故発生地) 大阪府 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○使用者がカートリッジタンクに給油後当該製品にセットし、点火棒で点火後しばらくして、当該製品の下部より炎が上がり、当該製品及び周辺を焼損した。○当該製品は全体が焼損し、しん調節つまみは焼失していた。○カートリッジタンクの給油口先端部が変形していた。○カートリッジタンクを本体にセットする時点で、灯油の漏れが認められたが、使用者は大丈夫と判断して使用した。○カートリッジタンクの上下の表面にススの付着が認められた。○当該製品には給油時自動消火装置が搭載されており、給油タンクに給油時点では消火されていた。●当該製品のカートリッジタンクに漏れが認められ、使用者が漏れのあることを知りながら使用したため、点火直後の点火棒を置台に置いたこと等により出火したものと推定される。なお、取扱説明書には「油漏れ危険、給油口を下にして、油漏れがないか確認する。」旨、警告表示が記載されている。 | (受付:2016/02/08) |
| A201500742 2015-2482 2016/01/30 (事故発生地) 兵庫県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を消火後、給油タンクを引き抜いたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品を点火してから約15分後、給油のために消火して、すぐに給油タンクを引き抜いたところ、灯油がこぼれて出火した。○当該製品の本体は焼損しており、火力調節つまみ等の樹脂部品は焼失していた。○本体の給油タンク接続部には、給油タンクのねじ式口金が残っていた。○給油タンクは本体から離れた位置にあり、焼損は認められなかった。●当該製品は、給油タンクのねじ式口金が適切に締め付けられていなかったため、当該製品を消火して給油タンクを引き抜いた際に口金が外れ、こぼれた灯油が本体の高温部に掛かって発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「口金は確実に締める。」「口金を斜めに締めたりすると、簡単に口金が外れて、火災の原因になる。」旨、記載されている。 | (受付:2016/02/08) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|-------------------------|---|--|----------------------|
| A201500744 2015-2483 2016/02/02 (事故発生地) 北海道 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○しん調節つまみ及びしん位置は消火位置であった。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクと口金の閉まり具合に緩みはなかった。○当該製品には正常な灯油が使用されていた。●当該製品の出火時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/02/09) |
| A201500754 2015-2510 2016/01/30 (事故発生地) 宮城県 | 石油温風暖房機（開放式） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 (火災) | ○燃焼室及びバーナーに異常燃焼の痕跡は認められなかった。○内部配線及び基板から出火した痕跡は認められなかった。○送油経路及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクのふたは正常に締められていた。○油受皿の油からは、灯油以外の成分は検出されなかった。○電源コードの中間部が複数箇所で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において応力のかかる位置ではなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/02/12) |
| A201500759 2015-2542 2016/02/04 (事故発生地) 東京都 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災) | ○事故発生時、使用者は当該製品で揚げものを調理中であった。○当該製品は、無水片面焼きグリル付き3口ビルトインこんろで、左前の標準バーナーに調理油過熱防止装置が付いているが、右前の高火力バーナーに調理油過熱防止装置は付いていなかった。○当該製品の右前の高火力バーナーの隣には電気ポットが置かれており、バーナーに近い面が溶融していた。○事故発生時の詳細は特定できなかった。○事故後、当該製品にガス漏れはなく、安全装置にも異常は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、使用者が調理油過熱防止装置の付いていない右前バーナーで揚げもの調理をしたために、油に引火して周囲の可燃物に延焼し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には「揚げもの調理をする場合は、必ず天ぶら油過熱防止センサーの付いているバーナーを使用する。使用しないと火災の原因になる。」、「燃えやすいものを機器の近くに置かない。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2016/02/15) |
| A201500771 2015-2544 2016/02/11 (事故発生地) 愛知県 | 半密閉式（FE式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用） | 当該製品を使用中、浴室で1名が一酸化炭素中毒で軽症を負った。 (CO中毒) | ○当該製品に接続されていた排気筒は、天井裏で破損していた。○当該製品は、給気口部分にホコリが蓄積していたが、ガス漏れ等の異常はなく、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度は、ガス事業法の技術基準を満足していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、当該製品の排気筒が天井裏で破損していたため、漏れた燃焼ガスが浴室内に流入し、浴室内の一酸化炭素濃度が上昇して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、排気筒が破損した原因や排気筒の設置状況の詳細は確認できなかった。 (F2) | (受付:2016/02/17) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|--------------|----------------------------|--|----------------------|
| A201500792 2015-2639 2016/02/12 (事故発生地) 静岡県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 | ○当該製品は著しく焼損しており、天板等が火災時の落下物により変形していた。○本体内部に異常なススの付着は認められなかった。○燃焼筒は、外筒のガラスが破損していたが、内部に異常なススの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは、本体にセットされた状態で焼損しており、口金は外れておらず、変形も認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/02/23) |
| A201500797 2015-2559 2016/02/10 (事故発生地) 大分県 | 草焼きバーナー（可搬型） | 当該製品を使用後、建物を全焼する火災が発生した。 | ○当該製品は全体的に焼損して樹脂部品の大半は焼失していたが、焼損したバーナー部及び空気ポンプ部を新品に交換して気密試験を行った結果、各部に気密漏れは認められなかった。○消防検証時の燃料レバーは、燃料弁が閉じた位置にあり、当該位置では燃料が出ることはなかった。○焼損したバーナー部及び空気ポンプ部を新品に交換し、使用試験を行った結果、予熱操作や使用状態等に問題はなく、消火操作で確実に消火し、その後発火することとはなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、原因の特定には至らなかったが、消防検証時の燃料レバーは閉じた位置にあり、この位置では消火操作で確実に消火され、その後発火する可能性はないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/02/24) |
| A201500800 2015-2659 2016/02/12 (事故発生地) 熊本県 | 石油ストーブ（開放式） | 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 | ○当該製品は、著しく焼損して樹脂部品や樹脂塗装等は焼失し、天板表面のホーローや燃焼筒のガラス外筒も溶融していた。○天板の裏面や燃焼筒、芯調節器にススの付着はみられず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクに著しい膨らみが生じていたが、ガソリンの誤給油の可能性はなかった。○使用者が、天板付近から炎が上がっていた当該製品に乾いたタオルケットを掛けたため燃え広がった。●当該製品の出火時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、燃焼筒等に異常燃焼の痕跡がなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/02/26) |
| A201500823 2015-2702 2016/02/16 (事故発生地) 福島県 | 石油温風暖房機（開放式） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は前面から側面にかけて焼損が著しく、背面に焼損は認められなかった。○ルーバーは、機器外側に塗装の剥がれが認められたが、内側に異常は認められなかった。○基板は一部焼損しているものの、原形をとどめており、出火した痕跡は認められなかった。○燃焼筒内部にススの付着は認められず、送油経路に焼損は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/03/04) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|--------------|---|--|------------------|
| A201500828 2015-2630 2016/02/10 (事故発生地) 岐阜県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、建物5棟を全焼し、3棟を部分焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。 (火災) | ○給油したカートリッジタンクを本体に戻し、点火器具で点火して数分後に当該製品の周囲から火が出ていた。○当該製品は、カートリッジタンクがセットされた状態で、全体に著しく焼損しており、火災時の落下物の影響で大きく変形していた。○燃焼筒は、内部に異常なススの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。○油受皿は上面より裏面の焼損が強く、置台上面も著しく焼損していた。○カートリッジタンクは著しく焼損しており、口金に緩みが認められた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡は認められないことから、カートリッジタンクの口金が緩んでいたため、カートリッジタンクを本体へ戻す際に灯油がこぼれ、何らかの火源でこぼれた灯油が発火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/03/07) |
| A201500831 2015-2727 2016/02/18 (事故発生地) 茨城県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。 (火災 死亡 CO中毒) | ○当該製品は、全体的に焼損していた。○使用状況及び当該製品を確認することができなかった。○口金がねじ式のカートリッジタンクは、口金が外れた状態で当該製品の外の側方に倒れており、口金はカートリッジタンク収納部の中で発見された。○芯調整レバーは消火の位置で固着しており、芯は燃焼位置より下がった消火の位置で焼き付いていた。○当該製品は、給油時自動消火装置が搭載されており、消防の調査により正常に作動することが確認された。○燃焼筒及び油受皿には、異常燃焼した痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクとねじ式の口金は一部焼損していたが、正常に開閉を行うことができた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、使用者がカートリッジタンクの口金を完全に閉めない状態で取り扱ったために口金が外れて灯油がこぼれ、それに何らかの火源により着火したため、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/03/08) |
| A201500846 2015-2781 2016/03/01 (事故発生地) 大阪府 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者が当該製品の左こんろで鍋にじゃがいもと水を入れて点火し、約10分間その場を離れ戻って確認すると、当該製品の左下方に炎が見え、炎が拡大して当該製品及び周辺を焼損した。○当該製品の下には新聞紙が敷かれ、当該製品の背面側の壁には透明のポリフィルムが汚れ防止として貼られていた。○当該製品の天板の中央から左にかけて黒色の燃焼残さがあり、分析の結果ポリプロピレンであった。○事故現場の当該製品の上の鍋には、外側周囲の一部にススの付着が認められた。○当該製品の左側の樹脂部が焼損していた。○当該製品の下の新聞紙と左側の一部が焼損していた。○当該製品の左側の樹脂部品等の燃焼熱により器具栓とガス導管の接続部のOリングが熱劣化し、当該製品の左こんろの器具栓とガス導管の接続部と器具栓に漏れが認められた。●当該製品の天板の上で可燃物（ポリプロピレンの成形品）が燃焼し、左こんろの点火ボタン等の樹脂部品や当該製品下部の新聞紙等に延焼して機器内部の電池ケースや周辺の樹脂部品を焼損したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/03/14) |
| A201500847 2015-2782 2016/02/23 (事故発生地) 大阪府 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品を使用した直後、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者が、グリルで魚を焼いた直後にグリル排気口から火が出た。○当該製品の外観は、グリル排気口付近以外に焼損は認められなかった。○本体内部にガス漏れや出火の痕跡は認められなかった。○グリル水入れ皿に油脂の堆積は認められなかった。○グリル庫内は、炭化物や油脂の付着が認められた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、グリル調理をした際にグリル庫内に付着していた油脂が過熱されるなどして発火し、出火に至ったものと推定される。 (F2) | (受付:2016/03/14) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|--|------------------------|-----------------------------------|---|----------------------|
| A201500883 2016-0014 2016/03/21 (事故発生地) 群馬県 | 屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用） | 当該製品を使用中、当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。 | ○事故発生当日は強風が吹いており、使用者は当該製品の排気口前方に洗濯物を干していた。○当該製品の外郭の焼損は著しいが、内部の電源基板、配線等に出火の痕跡は認められなかった。○バーナー部、点火プラグ及びフレームロッドにススの付着などの異常は認められなかった。○取扱説明書には、「不完全燃焼のおそれがあるため、給排気口の前方に物を置いたり洗濯物で覆わない。」旨、記載されている。●当該製品内部に出火の痕跡が認められないことから、排気口に洗濯物が覆い被さり過熱したため、出火したものと推定される。 | (受付:2016/03/31) |
| A201500884 2016-0015 2016/03/20 (事故発生地) 神奈川県 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○使用者は当該製品のグリルで魚を焼いた後、魚を取り出し、隣の部屋で食事中に当該製品から出火した。○使用者はグリルの消火を確認していなかった。○当該製品は1996年6月から2001年9月に製造されたもので、安全装置は立ち消え安全装置のみで、調理油過熱防止装置や消し忘れ消火装置は装備されていなかった。●使用者が当該製品のグリルを使用後に、グリルの消火を確認しなかったため、消し忘れていたグリル庫内が過熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「使用後は消火を確かめる。特にグリルは消し忘れしやすいので機器から離れるときは必ず消火を確かめる。」旨、記載されている。 | (受付:2016/03/31) |
| A201600011 2016-0047 2016/02/03 (事故発生地) 埼玉県 | 石油ストーブ（開放式） | 建物1棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 | ○使用者がワンタッチ式カートリッジタンクに給油後、当該製品本体に収納するときに灯油がこぼれ、出火したとのこと。○給油作業を行うのは、普段は家人であるが、事故当時は使用者が行った。○家人や使用者は普段から消火せずに給油を行っており、給油時自動消火装置が搭載されていないことを認識していた。○ワンタッチ式カートリッジタンクの口金部分はリコール対象のものではなかった。○当該製品は、原形をとどめないほど著しく焼損しているが、消防が調査時にカートリッジタンクの開閉を確認したところ、異常は認められなかった。○事故以前は当該製品に異常は認められなかった。●使用者が、給油時自動消火装置を搭載していない当該製品を消火せずにカートリッジタンクに給油し、収納するときに何らかの原因でタンクのふたが開き、灯油がこぼれ、出火に至ったものと考えられるが、タンクのふたの開閉に異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/04/06) |
| A201600044 2016-0162 2016/04/03 (事故発生地) 岐阜県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は事故の前日に譲り受けたもので、点火して5分くらい様子を見ていたが、普通に使用できる状態であったため、その場を離れた。その約1時間後に当該製品から1m位の炎が上がっていた。○当該製品は、全体に焼損しており、点火つまみ等の樹脂部品が焼失していた。○カートリッジタンクは本体にセットされた状態で焼損していた。○燃焼筒は、内部に異常なススの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。○油受皿に灯油漏れは認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2016/04/27) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|--------------------------|---|---|------------------|
| A201600050 2016-0208 2016/04/15 (事故発生地) 大阪府 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者が当該製品を廃棄するため、カートリッジタンクに半分程度の残油を燃やしきろうと屋外（家屋と外塀の間の通路のような場所）で燃焼していたところ、近所の人から当該製品の出火に気づき、消防に通報後消火を行った。当該製品は全体が焼損し、樹脂部品が全て焼失した。○使用者は事故の2～3日前から当該製品を置いていた室内で灯油の臭気を感じていた。○使用者は、事故当日、当該製品の置台に滲む程度の油漏れをティッシュで拭き取った後、点火した。○燃焼筒の内外面と油受皿底面にススの付着が認められた。○しん調節を行う軸先端のDカット部はしんが最大燃焼の位置を示していた。○カートリッジタンクの油量計は焼失していたが、ねじ口金は締まっていた。○油受皿や置台の上の至る所に綿ボコリの堆積が認められた。●当該製品は、約7年の使用により本体内部に綿ボコリが堆積するとともに、油受皿に腐食によるピンホールを生じ、屋外で燃焼していたことから、風によって燃焼筒の炎が油受皿か置台側に降下して灯油がしみ込んだホコリに引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「風の当たる場所、屋外で使用しない。」「油漏れのある場合は、使用を中止し、修理を依頼する。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2016/05/02) |
| A201600062 2016-0245 2016/05/05 (事故発生地) 岐阜県 | ガスこんろ（都市ガス用） | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品を最後に使用したのは火災の4時間以上前で、出火時は留守であった。○当該製品の左バーナー上には樹脂製ボウルを置いていた。○当該製品は左側のみ焼損しており、前面左側の左バーナー点火ボタンや電池ボックス等の樹脂部品や、背面左側に接続されていたガスコードが焼失していた。○左バーナー器具栓及びガスコード接続部は焼損が著しく、気密性は確認できなかったが、ガス漏れが生じても近くに火源がなく、出火に至らないことから、ガス漏れはなかったと判断された。○基板は焼損しているが、溶融痕や著しい焼損箇所等の出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/05/12) |
| A201600078 2016-0308 2016/04/22 (事故発生地) 千葉県 | 屋外式（RF式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用） | 当該製品の接続ケーブル及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○当該製品本体とリモコンを繋ぐ接続ケーブル（非純正、DC12V）が、外壁の中で焼損し、近くには外壁を固定する釘があった。○当該製品本体及びリモコンに、異常は認められなかった。○焼損した接続ケーブルの芯線に、断線や溶融痕は認められなかった。○焼損した接続ケーブルの近くにあった釘に、溶融痕は認められなかった。○同等の接続ケーブルを使用し、被覆を傷付けて現場にあったさびた釘を接触させたところ、異常発熱することが確認できたが、出火までは再現しなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、本体とリモコンを繋ぐ接続ケーブルの被覆が外壁を固定する釘で傷付けられたため、漏れ電流により異常発熱が生じるなどして出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/05/20) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|-------------|--|--|----------------------|
| A201600089 2016-0325 2016/05/11 (事故発生地) 愛知県 | 石油ストーブ（開放式） | 当該製品を使用中、建物1棟を全焼、8棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が火傷を負った。 (火災 死亡) | ○使用者は、当該製品を使用して洗濯物を乾かしていた。○当該製品は、本体にカートリッジタンクがセットされた状態で著しく焼損しており、天板には洗濯ばさみのばねと思われる金属が付着していた。○燃焼筒は、内部にススの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。○しん及びしん調節軸は、燃焼位置で焼損していた。○油受皿は、著しく焼損しているが、灯油漏れは認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の上に干していた洗濯物が当該製品に落下するなどして着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/05/25) |
| A201600182 2016-0773 2016/06/29 (事故発生地) 兵庫県 | 迅速継手（LPガス用） | 学校で当該製品をバーナーに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○中学校の理科実験室の机上で当該製品をガス栓に接続し、一方をブンゼンバーナーに接続した状態で、バーナーに点火したところ、当該製品付近から出火して当該製品及びガス栓のつまみを焼損した。○当該製品の摺動環及びカバーの一部に焼損が認められ、バルブ押し棒に削れが認められ、作動環パッキンが外れ、浮きが認められた。○作動環パッキンを内部で固定する作動環の曲げ加工部に異常は認められなかった。○当該製品の焼損部、バルブ押し棒及び作動環パッキン以外の部品に異常は認められなかった。○正常な接続状態では、バルブ押し棒に削れを生じることなく、作動環パッキンは外れない構造であった。●事故当時の詳細な状況が不明であるが、当該製品は焼損箇所とバルブ押し棒及び作動環パッキン以外に異常は認められず、作動環パッキンに人為的に引張り負荷をかける等により作動環パッキンが一部外れた状態でガス栓に接続したため、当該製品よりガスが漏れ、漏れたガスがブンゼンバーナーの炎より引火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2016/07/11) |
| A201600186 2016-0774 2016/07/05 (事故発生地) 大阪府 | カセットこんろ | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○使用者が、当該製品で塩昆布を調理して、鍋を当該製品に置いたまま放置していたところ、約20分後に「ボン」という音がした。使用者が確認したところ、当該製品、天井の波板及び左側にあった樹脂製かご等を焼損していた。○当該製品は容器カバーが外れて変形し、ガバナ（整圧器）のマグネットに割れが認められた。○ポンベは上部の巻締めが外れて二つに分離し、底部は斜めに変形していた。○当該製品の内部にススの付着は認められなかった。○点火つまみは弱火の位置であり、容器装着安全装置のピンが出た状態であることから、「消火」の位置に戻っていないことが認められた。○左奥側の脚の樹脂が溶融し、その他の脚に異常は認められなかった。○鍋の側面の上下に樹脂が溶着し、上部が青色で樹脂製かごと同じポリプロピレンで、下部はペットボトルと同じポリエチレンテレフタレートであることが分析の結果、判明した。●事故当時の詳細な状況が不明であるが、当該製品に異常は認められず、脚の樹脂の溶融や鍋への樹脂の付着が認められることから、消し忘れ等により当該製品の左側にあった樹脂製かごが燃焼し、その熱によりポンベが破裂したもので、使用者の不注意による事故と推定される。なお、取扱説明書には、「燃えやすいもののでそでは使用しない。」旨、警告表示が記載されている。 (E2) | (受付:2016/07/12) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁 受付年月日 |
|---|---------------------|---------------------------------|---|----------------------|
| A201500385 2015-1407 2015/08/31 (事故発生地) 栃木県 | 脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製） | 公共施設で当該製品を脚立として使用中、転倒し、左手を負傷した。 | ○使用者は、約3.6度の傾斜がある床に当該製品を脚立状態で設置して昇り、天板にまたがり、上から2段目の踏ざんに両足をかけた際に転倒した。○当該製品の支柱が曲がっている昇降面の右支柱下部の破損部は、最下段の踏ざん取付部直下で内側に折れ曲がっていた。○当該製品の寸法、肉厚測定、硬さ測定を実施した結果、社内基準を満たしていた。○同等品を使用し、GPSA0015：住宅用金属製脚立の安定性試験、強度試験を実施した結果、SG基準を満たしていた。●当該製品の強度、寸法等には異常が認められず、同等品の安定性にも異常は認められないことから、使用者が傾斜のある不安定な場所に当該製品を設置し、またがって使用したため、作業中にバランスを崩して転倒したものと推定される。なお、取扱説明書には、「天板の上には、絶対に乗ったり、座ったり、またがったりしない。傾斜している場所、安定しない場所には設置しない。」旨、記載されている。 | (受付:2015/09/10) |
| A201500468 2015-1707 2015/08/24 (事故発生地) 大阪府 | 踏み台（樹脂製） | 当該製品を使用中、当該製品の脚部が破損し、転倒、負傷した。 | ○使用者が、両足で当該製品の天板に立ち作業を行っていたところ、当該製品の脚が折れたことで転倒したとの証言であった。○折損した脚側の破断部を観察すると、脚に外側から内側下方に向かって亀裂が観察された。○折損した左前脚の破断面は中実で、右前脚は中空になっていた。○当該製品の脚は、正面から見て、87°の角度を有していた。○当該製品の組成は同等品と差がなかった。●詳細な使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、静荷重試験や原材料に問題がなく、折れた脚には外側から内側下方に亀裂が生じていることから、使用者が天板の上で作業を行っているときにバランスを崩し、踏み台とともに転倒し、転倒した踏み台の脚部へ身体が接触し、脚が内側に折損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は、EN14183-2003ステップツールの静荷重試験の基準を満たしていた。 | (受付:2015/10/30) |
| A201500503 2015-1850 2015/10/07 (事故発生地) 大阪府 | フェンス（住宅用） | 当該製品に寄り掛かったところ、当該製品が外れ、負傷した。 | ○使用者（住人、身長約165cm、体重約70kg）が脚立に乗って庭木のせん定作業をしていた際、庭に設置してあった当該製品が外れ、高低差約3mの敷地外に転落し、負傷した。○当該製品左側の上ブラケットが変形し、上棧、下棧及び縦棧が外れ、下ブラケットも変形していた。○当該製品右側は、上ブラケットが変形していた。○上棧、下棧及び縦棧に座屈等の変形はみられなかった。○事故同等品はJISA6513及びJISA6601の基準を満たしていた。○脚立等に登った状況から転落、転倒した際にフェンスと衝突し、事故に至った可能性を想定し、事故同等品を用いて再現試験を実施したところ、事故状況を再現した。○当該製品は転落防止用柵ではなく、隣地境界用の柵であった。●使用者が脚立に乗って庭木のせん定作業中にバランスを崩し、転落、転倒し当該製品に衝突したことにより当該製品が破損し、敷地外に落下したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2015/11/16) |
| A201500534 2015-1939 2015/11/19 (事故発生地) 兵庫県 | ドア（勝手口用） | 当該製品が閉まる際に、当該製品の下部が足指に当たり、負傷した。 | ○当該製品を開けて入室後、当該製品の下枠上に屋外側に向けて乗せられた右足が、ドアクローザにより閉まってきた当該製品の底部と下枠の間に挟まり右足中指を骨折した。○当該製品のドアクローザの速度調節ねじは最速の設定であった。○当該製品に油漏れなどの不具合は発生しておらず、速度調整機構の調整により適正速度に設定することができ、異常は認められなかった。○当該製品の閉じ速度の設定は、消費者が調整したか、施工業者などが調整したかは不明である。○当該製品の取扱説明書には、「指などを挟む恐れがあるため、閉じ速度を速くしすぎない。」旨の注意表示が記載されていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、当該製品のドアクローザの閉じ速度が適正速度より速く設定されていたためドア底部と下枠の間に足指が挟まり骨折したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | (受付:2015/12/01) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|----------|---|---|------------------|
| A201500539 2015-1901 2015/11/24 (事故発生地) 石川県 | 椅子 | 子供が当該製品を踏み台として使用したところ、転倒し、左腕を負傷した。 (重傷) | ○当該製品は、丸形の座面に「L」字形の脚4本を各々ねじ留めする木製椅子で、脚は床面に対して垂直となる構造であった。○脚の1本が、「L」字形の曲がり部分で内側に向かって破損していたが、座面への固定は正常であり、がたつき等の異常は認められなかった。○破損箇所、内部の空隙や腐食等の異常は認められず、破損部以外の脚や座面に、転倒に至るような異常は認められなかった。○使用者は、当該製品を踏み台代わりに使用していた。○当該製品は、静荷重、耐衝撃性等の強度について、欧州規格に適合していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の脚取付け部等に異常は認められないことから、踏み台代わりに使用していた際にバランスを崩し、脚の1本に異常な荷重がかかるなどして破損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/12/01) |
| A201500661 2015-2296 2015/12/27 (事故発生地) 愛知県 | ユニットバス | 当該製品の浴槽の縁に乗って天井を清掃していたところ、転倒し、胸部を負傷した。 (重傷) | ○使用者は、入浴中に素足で浴槽の縁に乗って天井を掃除している際に、足を滑らせて転倒した。○当該製品の浴槽に、破損等の異常は認められなかった。○当該製品の浴槽は不飽和ポリエステル（FRP）製で、浴槽素材として一般的な他の材質と比較して、滑りやすいものではなかった。●当該製品の濡れた浴槽の縁に素足で乗って天井を掃除していたため、バランスを崩して足を滑らせ、転倒に至ったものと考えられる。なお、取扱説明書には、「浴槽の上に乗って掃除や電球交換をしない。不安定な作業になり、転倒してケガをする恐れがある。」旨、記載されている。 (E2) | (受付:2016/01/14) |
| A201500682 2015-2351 2016/01/20 (事故発生地) 青森県 | 除雪機（歩行型） | 使用者が当該製品を使用中、排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右指を負傷した。 (重傷) | ○使用者が除雪作業中、排雪口に詰まった雪を取り除くため、排雪口内に右手を入れたところ、右手の中指、薬指、及び小指を骨折した。○事故発生当時、当該製品のオーガ（回転刃）クラッチ及び走行クラッチは切られていた。○使用者は附属の棒を使用せず、排雪口に詰まった雪を右手で取り除こうとした。●当該製品で除雪作業中、使用者が排雪口に詰まった雪を取り除く際、附属の棒を使用せず、手で取り除こうとしたため、情性で回転していた排雪口内のブロウ（羽根車）に指が接触し、右手指を骨折したものと推定される。なお、取扱説明書には、「排雪口の雪詰まりを取り除くときは、附属の棒を使用し、絶対に手を入れない。」旨、記載されており、本体には「排雪口に手を入れない。」旨の絵表示が記載されている。 (E2) | (受付:2016/01/21) |
| A201500694 2015-2383 2016/01/21 (事故発生地) 長野県 | 除雪機（歩行型） | 使用者が当該製品を使用中、当該製品の下の敷きになり、病院に搬送後、死亡が確認された。 (死亡) | ○事故発生時、事故現場である坂道の路面は鏡面状に凍結しており、非常に滑りやすい状況であった。○隣家前の道路の脇の雪溜まりでエンジンがかかった状態で止まっている無人の当該製品が発見された。○当該製品のデッドマンクラッチレバーは、絶縁テープを巻き付けて本体のハンドルに固定しており、安全装置として機能しない状態であった。○絶縁テープを取り除き、運転状態でデッドマンクラッチレバーを離すと、当該製品は完全に停止した。○デッドマンクラッチレバーに巻き付けられていた絶縁テープ以外に当該製品に異常は認められず、セーフティーレバー、緊急停止ボタンも正常に機能した。○当該製品の各レバー位置について、オーガは作動、ギヤは後進、エンジンは作動の位置であった。●使用者は、当該製品のデッドマンクラッチレバーを絶縁テープで本体のハンドルに固定して使用していたために、使用者が転倒した際、当該機器が停止せず、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「デッドマンクラッチレバーを紐などで固定しない。安全装置が作動しなくなる。」旨、記載されている。 (E1) | (受付:2016/01/25) |

| 経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日 | 品名 | 事故通知内容 | 事故原因 | 経済産業省又は消費者庁受付年月日 |
|---|-----------|--|--|------------------|
| A201500383 2015-1405 2015/06/26 (事故発生地) 東京都 | 靴 | 当該製品を履いて歩行中、転倒し、右足を負傷した。 (重傷) | ○当該製品は、靴底にある3か所の凸部によって、意図的に不安定な状態を作り出している構造であった。○当該製品の耐滑性能に異常は認められなかった。○当該製品の靴底に、著しい摩耗、劣化、破損等の異常は認められなかった。○事故現場は雨で濡れた金属製蓋の上であった。●詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の耐滑性能、破損等の異常は認められないことから、路面状況や歩行状態等、複合的な要因によって転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/09/10) |
| A201500544 2015-1960 2015/11/03 (事故発生地) 東京都 | 靴 | 当該製品を履いて歩行中、右足をひねり、負傷した。 (重傷) | ○使用者は、自宅近くの平坦なアスファルトの舗装路で、小型犬をつれて散歩中に靴の中で右足が外側に滑り、ひねって怪我をした。○当該製品は、靴紐の一部が破損し、靴底は右足に比べて左足の踵部分が著しく摩耗していたが、詳細な使用状況は不明であった。○当該製品でJIS T 8101:2006(安全靴)に準拠した靴底滑り試験を実施した結果、靴底の耐滑性は規格値を満たしていた。また、試し履き試験を実施した結果、滑りやすいなどの異常は認められなかった。○当該製品で被験者実験を実施した結果、取扱説明書に従って靴紐を緩みなく結んだ状態で履いた場合には異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を取扱説明書に従って靴紐を緩みなく結んだ状態で履いた場合は、中敷及び足が靴の中で滑ることはないことが確認されたことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/12/04) |
| A201500568 2015-2064 2015/11/21 (事故発生地) 埼玉県 | ろうそく(芳香用) | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災) | ○ガラス製容器にろうそくが入った当該製品を使用中に、火災が発生したが、使用者は別室にいた。○当該製品の破断の起点と推測される部分は、製品の底面外側(ろうの接しない側)であった。○使用中の当該製品のろうの中に異物が混入したか否かについては不明であった。○同等品30個のうち、1個のろうの中に異物の混入が認められたが、燃焼状況に異常は認められず、他の同等品も含め、通常使用において異常燃焼は認められなかった。○異物の混入を模して容器の中にティッシュを入れた燃焼では、燃焼炎が拡大し継続的な異常燃焼(液面燃焼と推定)が認められたが、異常燃焼のまま鎮火に至り、破断や破損は認められなかった。○同等品の試験からは、当該製品の破断原因を特定するまでには至らなかった。●事故発生時の当該製品の燃焼状況及び周辺の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品及び同等品に事故に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2) | (受付:2015/12/11) |

